

国自総第 4 4 8 号

国自旅第 1 6 5 号

国自貨第 1 0 7 号

国自整第 1 5 0 号

平成 1 4 年 1 月 3 1 日

各地方運輸局長 }  
沖縄総合事務局長 } あて

### 自動車交通局長

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係通達の廃止及び改正等について

平成 1 4 年 2 月 1 日の道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を  
改正する法律（平成 1 2 年法律第 8 6 号）の施行に伴い、道路運送法等の運用等  
について定めた通達のうち、下記 1. に掲げる通達を廃止し、下記 2. に掲げる通  
達について別紙 1 の新旧対照表のとおり改正することとするとともに、下記 1.  
に掲げる通達のうち※印を付したものの廃止に伴い、別紙 2 の通達を定めること  
とし、平成 1 4 年 2 月 1 日から施行する。

なお、これ以外の通達において今回までの道路運送法等の改正により条文の移  
動、処分の用語の変更（免許→許可等）があった場合には、現在の相当する条文、  
処分の用語等に読み替えてこれを適用するものとする。

## 記

### 1. 廃止する通達

- ・ハイヤー運賃の適用方とメーター機の取付について（昭和24年12月27日自監第2416号）
- ・自動車運送事業の業務の範囲の限定の取扱方等について（昭和26年9月13日自旅第1230号・自貨792号）
- ・道路運送法第41条の運用について（昭和26年10月15日自旅第1351号）
- ・自動車運送事業免許事案の取扱について（昭和27年12月27日自貨第1667号・自旅第2643号）
- ・一般乗合旅客自動車運送事業及び一般路線貨物自動車運送事業の運賃及び料金の認可に関する職権委任について（昭和28年11月2日自旅第2181号・自貨第1219号）
- ・聴聞を実施すべき旨の指示及び運輸開始の確認を要しない旨の指定について（昭和28年11月19日自旅第2300号・自貨第1240号）
- ・聴聞概要報告書の様式について（昭和29年1月28日自旅第147号）
- ・自動車航送航路を利用して旅客を運送する場合の旅客自動車運送事業の運賃、料金について（昭和30年4月20日自旅第1314号）
- ・有料道路利用の場合における運賃及び料金の取扱方について（昭和30年7月20日自旅第1325号）
- ・自動車運送事業等監査規則について（昭和30年12月23日自旅第2734号）
- ・道路運送法の一部改正並びにこれに伴う政令及び省令の全面改正又は一部改正に係る行政取扱について（昭和31年8月16日自参第8号）
- ・自動車運送事業等運輸規則の改正について（昭和31年10月18日自車第578号・自整第60号）
- ・タクシー個人営業（1人1車制）の取扱について（昭和34年12月2日自旅第2842号）

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の路線の一時的変更に関する休止許可及び臨時免許申請の取扱いについて（昭和35年5月31日自旅第1025号）
- ・事案公示の統一について（昭和35年11月22日自旅第2340号・自貨第416号）
- ・自動車運送事業の免許及び認可申請の処理について（昭和36年11月20日自旅第2360号・自貨第332号）
- ・自動車運送事業等運輸規則の一部改正に関する改正条項の解釈について（昭和37年10月27日自車第905号）
- ・高速自動車国道に係る乗合バス事業の免許等について（昭和38年7月2日自旅第751号の3）
- ・空港バスについて（昭和38年10月3日自旅第1021号）
- ・個人タクシー（1人1車制）の免許の条件について（昭和39年1月22日自旅第12号）
- ・自動車運送事業等報告規則の実施について（昭和39年5月8日自総第376号・自旅第208号・自貨第93号）
- ・自動車運送事業等報告規則第4条の規定による自動車運送事業者の指定について（昭和39年7月1日自旅第304号・自貨第140号）
- ・自動車運送事業会計規則並びに通運事業の財務諸表の様式を定める省令の取扱いについて（昭和39年7月24日自総第518号）
- ・自動車運送事業会計規則の一部改正及び小規模事業者に適用する財務諸表等について（昭和39年11月25日自総第927号）
- ・自動車運送事業等運輸規則の一部改正について（昭和40年12月17日自旅第1215号・自車第831号）
- ・一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更認可申請事案の取扱いについて（昭和41年6月17日自旅第531号）
- ・乗合バスの運賃改定について（昭和42年9月19日自旅第506号） 提要285
- ・自動車運送事業等運輸規則の一部改正について（昭和42年10月24日自旅第575号）

- ・自動車運送事業等報告規則第2条第1項第2号による自動車運送事業者の指定について（昭和43年4月24日自総第398号）
- ・自動車運送事業等報告規則第4条の規定による自動車運送事業者の指定について（昭和43年4月30日自旅第241号・自貨第108号）
- ・運賃改訂等に関する稟伺の廃止について（昭和45年6月6日自旅第367号）
- ・旅客自動車運送事業に係る許認可等の簡素化について（昭和45年6月18日自旅第389号）
- ・運賃改訂等に関する連絡等について（昭和45年6月18日自旅第391号）
- ・ハイヤー・タクシー関係事務処理の改善について（昭和45年11月28日自旅第694号）
- ・大都市周辺部の深夜のバス輸送について（昭和45年12月14日自旅第721号）
- ・自動車運送事業会計規則の一部改正に伴い小規模事業者等に適用する勘定科目及び財務諸表等について（昭和46年6月10日自総第405号）
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する車両の使用停止処分について（昭和46年6月29日自旅第312号）
- ・一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定要否の検討基準及び運賃原価算定基準について（昭和47年2月23日自旅第61号）
- ・一般乗合旅客自動車運送事業の要素別原価報告書について（昭和47年3月1日自旅第75号）
- ・地域バス対策協議会の設置について（昭和47年8月31日自旅第271号）
- ・大量レジャー施設における自家用自動車の取扱いについて（昭和50年1月4日自旅第1号）
- ・一般自動車運送事業会計規則及び自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令の取扱いについて（昭和50年4月4日自総第211号）
- ・一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（昭和5

1年4月26日自旅第115号)

- ・旅客自動車運送事業における運転者の選任について(昭和53年6月15日自旅第203号)
- ・運輸省関係行政事務の簡素合理化及び整理に関する省令(昭和60年12月14日運輸省令第40号)による自動車運送事業等運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)の一部改正について(昭和60年12月24日地備第308号・地車第183号)
- ・地方公共団体との日常的連携・協力の強化について(昭和61年3月10日地自第37号)
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送の許可について(昭和61年6月10日地自第124号)
- ・タクシーの増車認可申請に係る審査について(昭和62年9月1日地自第133号)
- ・過疎地域等における乗合タクシーの導入について(昭和63年3月2日地自第34号)
- ・経営改善5ヵ年計画及び各年度の承認基準(平成2年6月8日地整第139号)
- ・一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金について(平成5年10月6日自旅第218号)
- ・運賃料金の多様化、需給調整の運用の緩和その他タクシー事業についての今後の行政方針について(平成5年10月6日自旅第219号)
- ・運輸大臣権限に係る一般乗合旅客自動車運送事業の免許及び運賃料金認可に関する審査基準及び標準処理期間について(平成6年8月1日自旅第120号)
- ・一般旅客自動車運送事業の免許、事業計画変更認可及び運賃料金認可に関する処理方針について(平成6年8月11日自旅第125号)
- ・一般旅客自動車運送事業の免許、事業計画の変更認可及び運賃料金認可に関する標準処理期間の設定方針について(平成6年8月11日自旅第126号)

- ・ 行政手続法の施行に伴う道路運送法上の申請に対する処分（自動車道事業に係るものを除く。）に関する処理方針について（平成6年9月27日自旅第141号） ※
- ・ 行政手続法の施行に伴う道路運送法上の申請に対する処分（自動車道事業に係るものを除く。）に関する標準処理期間の設定方針について（平成6年9月27日自旅第142号） ※
- ・ 旅客自動車運送事業等運輸規則の一部改正について（平成7年3月23日自環第78号・自保第89号・自旅第71号）
- ・ 個人タクシー問題への対応策の実施について（平成7年6月13日自旅第39号）
- ・ 経営改善計画承認基準の一部改正について（平成7年6月14日自企第79号）
- ・ 自家用マイクロバスの貸渡しの許可についての審査基準の運用について（平成7年8月4日自旅第184号）
- ・ 個人タクシー（1人1車制）に係る事務処理の明確化及び関係通達の整理について（平成7年9月13日自旅第198号）
- ・ 個人タクシー事業に係る試験制度等の見直しについて（平成8年6月24日自旅第106号）
- ・ 需給調整の運用の緩和その他タクシー事業に係る当面の規制緩和措置について（平成9年1月24日自旅第9号）
- ・ ゾーン運賃制の導入等タクシー運賃の規制緩和措置について（平成9年2月21日自旅第21号）
- ・ 個人タクシー事業に係る当面の規制緩和措置について（平成9年3月5日自旅第25号）
- ・ 個人タクシー事業に係る取扱い基準の見直しについて（平成9年3月5日自旅第26号）
- ・ タクシー事業に係る事業の譲渡及び事業区域毎の運賃改定申請の取扱い（平成9年7月17日自旅第119号）
- ・ タクシーのゾーン運賃制における運賃改定方式等について（平成10年3月

31日自旅第46号)

- ・ワンマンバスの運行の取扱いについて（平成12年1月28日自旅第19号  
・自環第22号）
- ・旅客自動車運送事業等運輸規則の改正について（平成12年1月31日自環  
第23号）

## 2. 改正する通達

- ・町村合併等と事業区域の関係について（昭和29年4月17日自旅第446  
号・自貨第112号）
- ・自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基  
準の一部を改正する省令の施行について（昭和36年4月10日自総第24  
6号）
- ・ハイヤー・タクシー事業の休廃止申請等の取扱い等について（昭和41年1  
2月24日自旅第983号）
- ・自動車運送事業者が破産した場合等における免許の取扱いについて（昭和4  
5年1月22日自貨第17号）
- ・一般乗用（患者等輸送限定）旅客自動車運送事業の免許等について（昭和6  
3年12月9日地自第275号）
- ・貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の  
取扱いについて（平成7年6月13日自旅第138号）
- ・タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて（平成10年12月1  
7日自旅第198号）

## 町村合併等と事業区域の関係について（昭和29年4月17日自旅第446号・自貨第112号）の改正（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p data-bbox="232 310 1088 342"><u>市町村合併等と一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の関係について</u></p> <p data-bbox="181 418 1144 594">平成14年2月1日からの改正道路運送法の施行により、一般乗用旅客自動車運送事業においては需給調整規制が廃止され、事業区域ごとの免許制から許可制となるが、許可制の下における<u>同事業の営業区域は、従来の需給判断を行う単位ではなく、事業者が営業を行う地理的な範囲であることから、今後、市町村合併等が行われる場合には、下記により取り扱うこととする。</u></p> <p data-bbox="667 639 696 672">記</p> <ol data-bbox="181 711 1144 1427" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="181 711 1144 922">1. <u>市町村合併等が行われた場合においては、同一の市町村域は同一の営業区域に含まれることが望ましい。したがって、市町村合併に伴い、同一の市町村域が複数の営業区域にまたがることとなった場合には、旅客流動の実態からみて著しく問題がある場合等を除き、原則として、営業区域の統合等を図ることが望ましく、その場合には、その旨を公示等した上で、所要の事業計画の変更手続を行わせることにより処理することとする。</u></li> <li data-bbox="181 967 1144 1101">2. <u>また、1. のような問題が生じるのは、基本的には、現在、交通圏単位の営業区域を設定していない地域であることから、このような地域においては、市町村合併等に向けた動き、交通流動等を考慮しながら、引き続き、交通圏の設定を進めることとされたい。</u></li> <li data-bbox="181 1146 1144 1247">3. <u>なお、異なる運賃ブロックに属する営業区域を統合することは、運賃の適用についての混乱を招くこととなるので、上記1. ・2. にかかわらず、慎重に取り扱うこととされたい。</u></li> <li data-bbox="181 1292 1144 1427">4. <u>一方、営業区域の範囲を変更しない場合にあっては、行政区域はあくまでも表示方法にすぎず、営業区域そのものの実態的範囲に影響を及ぼさないことは言うまでもないが、営業区域の内容を適切に表示することが必要であるため、営業区域の表示の変更について、営業区域に係る各地方運輸局長の公示につい</u></li> </ol>	<p data-bbox="1420 310 1872 342">町村合併等と事業区域の関係について</p> <p data-bbox="1167 418 2130 561">最近町村合併促進法（昭和28年9月法律第258号）による町村合併等が相ついで行われ、市町村の区域に変動を生ずる事例が生じているが、これらに関連して事業区域を定める自動車運送事業の営業区域については、下記により処理された</p> <p data-bbox="1644 639 1673 672">記</p> <ol data-bbox="1167 711 2130 1427" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1167 711 2130 854">2 地方公共団体の行政区域の変動に伴う諸般の情勢により、現行の事業区域を変更することが適当と認められる場合には、拡張する場合は道路運送法第4条による免許、縮小する場合は同法第41条による一部廃止許可の手続により処理することとする。</li> <li data-bbox="1167 1292 2130 1427">1 区域事業における事業区域は、通常行政区域をもって表示されているのであるが、この場合の行政区域は、あくまでも表示方法にすぎない（昭和26年7月23日付自旅第956号通達第1号参照）。従って、町村合併等によって事業区域の表示に用いられた行政区域に変動が生じても、事業区域そのものの実態的範囲</li> </ol>



てあらかじめ所要の改正を行うこと等適当な方法により、明確にしておくことが妥当である。

(注) 営業区域の表示変更の一例 (〇〇市に××町が編入された場合) を挙げれば次のとおりである。

編入前の営業区域 : 〇〇市

編入後の営業区域 : 〇〇市 (ただし、平成 年 月 日に編入された旧××町の区域を除く。)

はなんらの影響も受けないものである。しかしながら、事業区域の内容に対する表示が不適切に至ったまま放置しておくことは、将来明確を欠くこととなるおそれがあるから事業区域の表示の変更につき、当該事業者に書面をもって通知する等適当な手続により、明確にしておくことが妥当である。

(注) 事業区域の表示変更の一例 (〇〇市に××町が編入された場合) を挙げれば次の通りである。

現行事業区域は、〇〇市の区域とする。

変更後事業区域は、〇〇市 (昭和 年 月 日新たに市域に編入された旧××町の区域を除く。) の区域とする。

自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（昭和36年4月10日自総第246号）の改正  
（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p>運行管理者制度、運行の安全の確保及び車掌の乗務に関する規定の新設・整備を図るため、2次にわたつて自動車運送事業等運輸規則の一部改正（昭和36年2月2日運輸省令第5号及び昭和36年2月17日運輸省令第7号）を行ない、また臨時乗車定員に関する規定を新設するため、道路運送車両の保安基準の一部改正（昭和36年2月17日運輸省令第8号）を行なつた。</p> <p>これらの改正は、一部を除きすでに施行されているが、その取り扱いについては、下記の諸点に留意し、業務の実施に遺憾のないよう取り図らわれない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u> 乗車定員をこえて乗車させることは、道路交通法の禁ずるところであるが、（以下略）</p>	<p>運行管理者制度、運行の安全の確保及び車掌の乗務に関する規定の新設・整備を図るため、2次にわたつて自動車運送事業等運輸規則の一部改正（昭和36年2月2日運輸省令第5号及び昭和36年2月17日運輸省令第7号）を行ない、また臨時乗車定員に関する規定を新設するため、道路運送車両の保安基準の一部改正（昭和36年2月17日運輸省令第8号）を行なつた。</p> <p>これらの改正は、一部を除きすでに施行されているが、その取り扱いについては、下記の諸点に留意し、業務の実施に遺憾のないよう取り図らわれない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 <u>臨時乗車定員に関するもの</u> 乗車定員をこえて乗車させることは、道路交通法の禁ずるところであるが、（以下略）</p>

ハイヤー・タクシー事業の休廃止申請等の取扱い等について（昭和41年12月14日自旅第983号）の改正（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p>ハイヤー・タクシー事業の<u>譲渡譲受認可申請</u>の取扱い等について</p> <p><u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）</u>における<u>道路運送法第36条第1項に基づく事業の譲渡譲受の認可</u>については、その処理方法によって徒らに摩擦を惹起するおそれが少なくない。</p> <p>よって、<u>譲渡譲受認可</u>の申請を受理した場合には、<u>当事者の経営内容、労使関係その他経営の実情を調査するとともに、客観情勢についても十分把握の上、慎重に対処することとされたい。</u></p> <p>なお、一般にこれらの事業の従業員の労働条件に関する問題については、主管官庁である<u>厚生労働省関係機関</u>の意見を聞いて所要の措置をとる等これら関係機関と緊密な連絡協力を保ちつつ、事業者の指導にあたることと望ましいと考えられるので、今後、十分配慮されたい。</p>	<p>ハイヤー・タクシー事業の休廃止申請等の取扱い等について</p> <p>最近、労使間の問題に関連する ハイヤー・タクシー事業の休廃止、譲渡譲受等の申請が少なくないようであるが、このようなものについては、その処理方法によって徒らに摩擦を惹起するおそれが少なくない。</p> <p>よって、休廃止等の申請を受理した場合には、その必要性についてはもちろん、当事者の経営内容、労使関係その他経営の実情を調査するとともに、客観情勢についても十分把握の上、慎重に対処することとされたい。</p> <p>なお、一般にこれらの事業の従業員の労働条件に関する問題については、主管官庁である労働省関係機関の意見を聞いて所要の措置をとる等これら関係機関と緊密な連絡協力を保ちつつ、事業者の指導にあたることと望ましいと考えられるので、今後、十分配慮されたい。</p>

自動車運送事業者が破産した場合等における免許の取扱いについて（昭和45年1月22日自貨第17号）の改正（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p data-bbox="197 267 1108 300"><u>一般旅客自動車運送事業者が破産した場合等における許可の取扱いについて</u></p> <p data-bbox="168 341 1137 516"><u>一般旅客自動車運送事業者</u>が（以下「事業者」という。）が破産又は失踪（法人にあっては、その執行機関の失踪をいう。以下同じ。）により、<u>一般旅客自動車運送事業</u>（以下「事業」という。）が長期にわたり休止状態にある場合における事業の<u>許可</u>の取扱いについて、下記のとおり定めたので、了知のうえ、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p data-bbox="638 560 672 592">記</p> <p data-bbox="174 633 369 657">1 破産の場合</p> <p data-bbox="179 665 1137 841"><u>(1) 事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合事業者」という。）を除く。）</u>が、破産法（大正11年法律第71号）第126条の規定により破産宣告を受けたときは、すみやかに同法第157条の破産管財人に道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第38条第1項の事業の休止又は廃止の届出をさせるものとする。</p> <p data-bbox="179 849 1137 990"><u>(2) 事業の休止若しくは廃止の届出を行わない場合及び(1)の破産宣告を受けた者が乗合事業者である場合、第94条第3項の規定により事業場等への立入検査を行い、事業が再開される見込みがないと認められるときは、法第40条1号に該当するものとして、許可の取消しを行うことができる。</u></p> <p data-bbox="212 998 470 1023"><u>（なお以下を削除。）</u></p> <p data-bbox="174 1063 369 1088">2 失踪の場合</p> <p data-bbox="168 1096 1137 1242">事業者の失踪により事業が長期にわたり休止の状態にある場合は、法第94条第3項の規定により事業場等への立入検査を行い、事業が再開される見込みがないと認められるときは、法第40条第1号に該当するものとして<u>許可</u>の取消しを行うことができる。</p>	<p data-bbox="1243 267 2049 300"><u>自動車運送事業者が破産した場合等における免許の取扱いについて</u></p> <p data-bbox="1153 341 2128 516"><u>自動車運送事業者</u>が（以下「事業者」という。）が破産又は失踪（法人にあっては、その執行機関の失踪をいう。以下同じ。）により、<u>自動車運送事業</u>（以下「事業」という。）が長期にわたり休止状態にある場合における事業の<u>免許等</u>の取扱いについて、下記のとおり定めたので、了知のうえ、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p data-bbox="1624 560 1657 592">記</p> <p data-bbox="1164 633 1355 657">1 破産の場合</p> <p data-bbox="1153 665 2128 803">事業者が、破産法（大正11年法律第71号）第126条の規定により破産宣告を受けたときは、すみやかに同法第157条の破産管財人に道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第41条第1項の事業の休止又は廃止の<u>許可を受けさせるものとする。</u></p> <p data-bbox="1153 812 2128 982">事業の休止若しくは廃止の<u>許可</u>の申請を行わない場合、又は事業の<u>休止の許可</u>を受けた後1年を経過しても事業を再開しないときにおいて、<u>第126条第2項の規定により事業場等への立入検査を行い、事業が再開される見込みがないと認められるときは、法第43条1号に該当するものとして、免許の取消しを行うことができる。</u></p> <p data-bbox="1153 990 2128 1096"><u>なお、破産法第282条第1項の規定により破産終結の決定が行われたとき、又は同法第145条第1項若しくは第353条の規定により破産廃止の決定が行われたときは、事業の免許は失効するものとして取り扱ってさしつかえない。</u></p> <p data-bbox="1164 1136 1355 1161">2 失踪の場合</p> <p data-bbox="1153 1169 2128 1315">事業者の失踪により事業が長期にわたり休止の状態にある場合は、法第126条第2項の規定により事業場等への立入検査を行い、事業が再開される見込みがないと認められるときは、法第43条第1号に該当するものとして<u>免許</u>の取消しを行うことができる。</p>

一般乗用（患者等輸送限定）旅客自動車運送事業の許可等について（昭和63年12月9日地自第275号）の改正（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p>一般乗用（患者等輸送限定）旅客自動車運送事業（以下「民間患者等輸送事業」という。）は近年高齢化社会が進行し、高齢者の病院への通院、病院間の転院等、利用するものが増えてきており、今後も増えていくものと思われる。また、民間患者等輸送事業者と称する者においても、高齢者を中心に救急医療機関の情報提供等多種のサービスを行う医療サービス業として需要の拡大を図っており、その中には、全国的な組織作りを目指しているものもある。</p> <p>以上の様な現状にかんがみ検討を加えてきた結果、今般、標記については、下記の要領により取り扱うこととしたので、許可等に際して、各地の実情に応じた方法及び必要な条件等を付し、許可後における事業の運営について適切かつ強力な指導、監督を行うよう格段の配慮をされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>一般乗用（患者等輸送限定）旅客運送事業（以下「民間患者等輸送事業」という。）は近年高齢化社会が進行し、高齢者の病院への通院、病院間の転院等、利用するものが増えてきており、今後も増えていくものと思われる。また、民間患者等輸送事業者と称する者においても、高齢者を中心に救急医療機関の情報提供等多種のサービスを行う医療サービス業として需要の拡大を図っており、その中には、全国的な組織作りを目指しているものもある。</p> <p>以上の様な現状にかんがみ検討を加えてきた結果、今般、標記については、下記の要領により取り扱うこととしたので、免許等に際して、各地の実情に応じた方法及び必要な条件等を付し、免許後における事業の運営について適切かつ強力な指導、監督を行うよう格段の配慮をされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1. この通達において「患者等」とは、身体障害者、寝たきりの老人等であつて車椅子又は寝台を必要とする者をいい、「民間患者等輸送事業」とは、専らこれらの者の病院の通院、転院、入退院及び養護施設、老人ホーム等の送迎等を行うものをいう。</p>	<p>1. 民間患者等輸送事業免許申請の需給に対する審査について  <u>（「患者等」とは、健常者以外の者並びに車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び寝たきりの老人をいい、「民間患者等輸送事業」とは、専らこれらの者の病院の通院、転院、入退院及び養護施設、老人ホーム等の送迎を行うものをいう。）</u>  <u>民間患者等輸送事業の輸送需要の把握については一般乗用旅客自動車運送事業とは別扱いとし、次の（1）から（3）の各事項に基づき総合的な判断を行うこと。</u>  <u>（1） 既存の運送事業者の寝台車等の輸送実績（過去5年間）</u>  <u>（2） 民間患者等輸送事業の潜在需要</u>  <u>事業区域における民間患者等輸送事業の潜在需要の算定の根拠については、民間患者等輸送事業の潜在的な需要も存在すると考えられることから、次のア～イを当面の目安として判断するものとする。</u>  <u>ア 人口15万以下の事業区域内にあつては、事業区域内人口／10万人の台数とし、人口15万を超える事業区域内にあつては、1.5台＋{(事業区域内人口－15万人)／14万人}の台数とし、端数は四捨五入することとする。</u>  <u>イ 前項の規定にかかわらず次に掲げるa～hの各データを参考に、地域の実情に応じて民間患者等輸送事業の事業用自動車の数を増減すること</u></p>

## 2. 民間患者等輸送事業の許可条件について

- (1) 許可の条件は、「車椅子又は寝台を必要とする患者等並びにその付添人」の輸送に限ることとする。
- (2) 営業区域の範囲は「原則として一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域単位とするが地域実情により都道府県単位まで拡大できる」こととする。
- (3) 原則として営業所のみにおいて運送の引き受けを行うものであること。
- (4) 患者等輸送車には車体に表示すべき項目と表示方法を定めること。  
(別添資料を参照)

## 3. 民間患者等輸送事業者に対する指導について

- (1) 地域住民の公共の福祉を増進するものであり、会員制度を設けて会員と一般の利用者とを差別して扱ってはならないこと。
- (2) 民間患者等輸送に携わる乗務員等には、日本赤十字社等公的機関等で行われる講習を受けさせること。

ができる。

- a 都道府県及び地域の人口及び年齢別人口構成化 (過去5年間)
- b 自家用自動車(8ナンバー寝台車、患者輸送車)の数 ( " )
- c 地域の既存のタクシーの実働率、実車率、輸送回数 ( " )
- d 地域の消防機関の救急車両の数及び搬送回数・搬送人員 ( " )
- e 都道府県及び地域の一人暮らしの老人の数 ( " )
- f 身障者の数(車椅子を必要としている者の数及び移動に寝台を必要とする者の数)
- g 身障者養護施設及び老人ホーム等の数 (過去5年間)
- h 医療機関の数及び病床の数

①総合病院の数及び病床の数 ②総合病院以外の入院施設のある病院の数及び病床の数 ③その他の病院の数及び病床の数

## (3) その他審査に当たって考慮すべき事項

関係行政機関の補助金等を受けて事業を行うものに限っては、その補助制度等の内容及び利用できる範囲が地域住民の公共の福祉を増進するもので運送事業が適正に運営されるものであれば、輸送需要の調査に当たっては上記各事項を参考とし、当該行政機関の意向を斟酌すること。

## 2. 民間患者等輸送事業免許処分について

- (1) 業務の範囲は、「寝台車両を必要とする患者等及び車椅子を必要とする患者等並びにその付添人に限る」こととする。
- (2) 事業区域の範囲は「原則として交通圏単位とするが地域実情により都道府県単位まで拡大できる」こととする。
- (3) 運賃の設定は「既存の寝台車の寝台運賃」とする。ただし、既存の寝台車と車種を異にする車両を用いる場合は、実情に応じて別の運賃を設定することができる。
- (4) 原則として営業所のみにおいて運送の引き受けを行うものであること。
- (5) 寝台車・患者輸送車には車体に表示すべき項目と表示方法を定めること。(別添資料を参照)

## 3. 民間患者等輸送事業者に対する指導について

- (1) 地域住民の公共の福祉を増進するものであり、会員制度を設けて会員と一般の利用者とを差別して扱ってはならないこと。
- (2) 民間患者輸送に携わる乗務員等には、日本赤十字社等公的機関で行われる講習を受けさせること。

別添資料 省略

別添資料 省略

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 許可手続きについて</p> <p>(1) 許可基準</p> <p>許可は、次の点について審査のうえ行うこと。</p> <p>① 申請者及びその役員が、次に定める欠格事由に該当しないこと。</p> <p>ア 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。</p> <p>イ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者であるとき。</p> <p>ウ 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記ア及びイに該当する者であるとき。</p> <p>エ 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が前記ア及びイ並びにウに該当する者であるとき。</p> <p>② 申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けているものではないこと。</p> <p>③ 貸渡自動車のすべてを収容する車庫を有していること。</p> <p>④ 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入するものであること。</p> <p>ア 対人保険 1人当り 8,000万円以上</p> <p>イ 対物保険 1件当り 200万円以上</p> <p>ウ 搭乗者保険 1人当り 500万円以上</p> <p>(2) 許可の車種区分</p> <p>許可は、次の貸渡自動車の車種区分ごとに車両数について行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 許可手続きについて</p> <p>(1) 許可基準</p> <p>許可は、次の点について審査のうえ行うこと。</p> <p>① 申請者及びその役員が、次に定める欠格事由に該当しないこと。</p> <p>ア 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。</p> <p>イ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業の免許又は特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業若しくは自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者であるとき。</p> <p>ウ 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人が前記ア及びイに該当する者であるとき。</p> <p>エ 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が前記ア及びイ並びにウに該当する者であるとき。</p> <p>② 申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けているものではないこと。</p> <p>③ 貸渡自動車のすべてを収容する車庫を有していること。</p> <p>④ 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入するものであること。</p> <p>ア 対人保険 1人当り 8,000万円以上</p> <p>イ 対物保険 1件当り 200万円以上</p> <p>ウ 搭乗者保険 1人当り 500万円以上</p> <p>(2) 許可の車種区分</p> <p>許可は、次の貸渡自動車の車種区分ごとに車両数について行うこと。</p>



ただし、自家用バス（乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。）及び霊柩車は許可対象としない。

- ① 自家用乗用車
- ② 自家用マイクロバス（乗車定員29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。）
- ③ 自家用トラック
- ④ その他（特種用途自動車等）。
- ⑤ 二輪車

## 2. 許可に対する条件

許可は、次の例により条件を付すること。

- (1) 次に掲げる事項を変更したときは、遅延なく陸運支局長に届け出なければならない。
  - ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所
  - イ 法人の役員
  - ウ 貸渡人の事務所の名称及び所在地
  - エ 車庫の所在地及び収容能力
  - オ 事務所別車種別配置車両数
  - カ 貸渡料金及び貸渡約款
  - キ 貸渡しの全部又は一部の廃止
- (2) 貸渡しに附随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。
- (3) 自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。
- (4) 貸渡料金及び貸渡約款は、事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。
- (5) 貸渡自動車はその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理を実施しなければならない。
- (6) 別記1の事項を記載する貸渡簿を備え、貸渡しの状況を的確に記録す

ただし、自家用バス（乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。）及び霊柩車は許可対象としない。

- ① 自家用乗用車
- ② 自家用マイクロバス（乗車定員29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。）
- ③ 自家用トラック
- ④ その他（特種用途自動車等）。
- ⑤ 二輪車

## 2. 許可に対する条件

許可は、次の例により条件を付すること。

- (1) 次に掲げる事項を変更したときは、遅延なく陸運支局長に届け出なければならない。
  - ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所
  - イ 法人の役員
  - ウ 貸渡人の事務所の名称及び所在地
  - エ 車庫の所在地及び収容能力
  - オ 事務所別車種別配置車両数
  - カ 貸渡料金及び貸渡約款
  - キ 貸渡しの全部又は一部の廃止
- (2) 貸渡しに附随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。
- (3) 自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。
- (4) 貸渡料金及び貸渡約款は、事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。
- (5) 貸渡自動車はその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理を実施しなければならない。
- (6) 別記1の事項を記載する貸渡簿を備え、貸渡しの状況を的確に記録す

るとともに、少なくとも2年間以上保存しなければならない。

- (7) 借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行するように指示しなければならない。
  - (8) 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る様式1の「貸渡実績報告書」を毎年5月31日までに陸運支局の管轄区域ごとに陸運支局長あて提出しなければならない。
  - (9) 貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の貸渡しを停止させ、又は許可を取り消すことがある。
- (10) 自家用マイクロバスの貸渡しの許可を受ける場合は、4.(1)の要件を満たさなければならない。

### 3. 申請手続き

- (1) 許可の申請書は、貸渡しをしようとする自家用自動車の配置事務所の位置を管轄する陸運支局長に提出するものとする。
- (2) 許可（新規許可）の申請に際しては、自家用自動車貸渡許可申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。
  - ① 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
  - ② 会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿とする。）
  - ③ 申請者（法人にあっては役員、新法人にあっては発起人とする。）の欠格事由に該当しない旨の確認書
  - ④ 同一陸運支局管内の事務所別車種別配置車両数一覧表
- (3) 申請者が既に貸渡しの許可を受けている者である場合（他の陸運支局長により許可を受けている場合を含む。）の許可（増車許可）申請に係る添付書類については、（2）の規定にかかわらず次に掲げる書類を添付するものとする。

るとともに、少なくとも2年間以上保存しなければならない。

- (7) 借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行するように指示しなければならない。
- (8) 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る様式1の「貸渡実績報告書」を毎年5月31日までに陸運支局の管轄区域ごとに陸運支局長あて提出しなければならない。
- (9) 貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の貸渡しを停止させ、又は許可を取り消すことがある。

### 3. 申請手続き

- (1) 許可の申請書は、貸渡しをしようとする自家用自動車の配置事務所の位置を管轄する陸運支局長に提出するものとする。
- (2) 許可（新規許可）の申請に際しては、自家用自動車貸渡許可申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。
  - ① 自家用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載した書類（申請時に登録（軽自動車にあっては、検査。以下同じ。）を受けていない場合にあっては、登録後遅滞なく陸運支局長に提出するものとする。）
  - ② 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
  - ③ 会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿とする。）
  - ④ 申請者（法人にあっては役員、新法人にあっては発起人とする。）の欠格事由に該当しない旨の確認書
  - ⑤ 同一陸運支局管内の事務所別車種別配置車両数一覧表
- (3) 申請者が既に貸渡しの許可を受けている者である場合（他の陸運支局長により許可を受けている場合を含む。）の許可（増車許可）申請に係る添付書類については、（2）の規定にかかわらず次に掲げる書類を添付するものとする。

- ① 主たる事務所（本社）に係る許可証の写（当該陸運支局長の許可を受けている場合を除く。）
- ② 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類（当該陸運支局長の許可を受けている場合を除く。）
- ③ 同一陸運支局管内の事務所別車種別配置車両数一覧表

(4) 貸渡しの全部又は一部の廃止の届出は、次の事項について行うものとする。

- ① 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- ② 貸渡しを廃止しようとする貸渡自動車の車種区分ごとの車両数
- ③ 事務所別車種別配置車両数新旧対照表

#### 4. 自家用マイクロバスの貸渡しの許可についての特例

自家用マイクロバスに係る貸渡しについては、従来より貸切バス経営類似行為の防止について指導を行ってきているところであるが、なお、貸渡しに付随して貸渡人が運転手の労務供給を行う等の貸切バス経営類似行為が跡を絶たないのが現状である。

このため、当分の間、自家用マイクロバスの貸渡しの許可（増車許可を含む。）については、他の車種と別個に判断するとともに、その取扱いについても1～3の規定にかかわらず、次によることとする。

##### (1) 許可基準

1. (1)の許可基準に加え、さらに、次の点について審査する等により、貸渡人が運送事業経営類似行為を行うおそれがないかどうか審査すること。

- ① 現在、自家用マイクロバスによるレンタカー事業の許可を受けていない者にとっては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、申請前2年間及び申請日以降において車両停止以上の処分を受けていないこと。
- ② 既に、自家用マイクロバスによるレンタカー事業の許可を受けている者にとっては、申請前2年間及び申請日以降において車両停止以上の処分を受けていないこと。

##### (2) 削除

- ① 自家用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載した書類。
- ② 主たる事務所（本社）に係る許可証の写（当該陸運支局長の許可を受けている場合を除く。）
- ③ 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類（当該陸運支局長の許可を受けている場合を除く。）
- ④ 同一陸運支局管内の事務所別車種別配置車両数一覧表

(4) 貸渡しの全部又は一部の廃止の届出は、次の事項について行うものとする。

- ① 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- ② 貸渡しを廃止しようとする貸渡自動車の車種区分ごとの車両数
- ③ 事務所別車種別配置車両数新旧対照表

#### 4. 自家用マイクロバスの貸渡しの許可についての特例

自家用マイクロバスに係る貸渡しについては、従来より貸切バス経営類似行為の防止について指導を行ってきているところであるが、なお、貸渡しに付随して貸渡人が運転手の労務供給を行う等の経営類似行為が跡を絶たないのが現状である。

このため、当分の間、自家用マイクロバスの貸渡しの許可（増車許可を含む。）については、他の車種と別個に判断するとともに、その取扱いについても1～3の規定にかかわらず、次によることとする。

##### (1) 許可基準

1. (1)の許可基準に加え、さらに、次の点について審査する等により、貸渡人が運送事業経営類似行為を行うおそれがないかどうか審査すること。

- ① 現在、自家用マイクロバスによるレンタカー事業の許可を受けていない者にとっては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、事業を遂行していく上で問題がないと認められる貸渡実績を有していること。
- ② 既に、自家用マイクロバスによるレンタカー事業の許可を受けている者にとっては、事業を遂行していく上で問題がないと認められる自家用マイクロバスによる貸渡実績を有していること。

##### (2) 許可に付する期限及び条件

(2) 申請手続き

増車許可申請に当たっては、原則として3(2)に加えて、直近2年間の事業に係る自家用マイクロバスにおける貸渡簿の写しを添付又は提示することとする。

(4) 削除

5. 通達の運用に当たっての留意事項

(1) 許可基準及び申請手続の適用に当たり、事業の相続に伴う申請、法人の合併に伴う申請等特殊な申請については、その内容に応じ、それぞれの特性を踏まえて取り扱うこと。

① 許可には、原則として7年の期限を付することとする。ただし、許可期限内に道路運送法等の関係法律等に違反し、貸渡し停止以上の行政処分を受けたときは、許可更新時に2年以内の許可期限を付することとし、文書警告の行政処分を受けたときは、5年以内の期限を付することとする。

② 2. の条件に加え、次についても条件として付すること。

自家用マイクロバスの車体の両側面に次に示す文字を見やすいように表示しなければならない。

□□レンタカー ー 10cm以上  
10cm以上

(3) 申請手続き

許可申請に当たっては、原則として3(2)に加えて、直近2年間の事業年度に係る次の書類を添付することとする。

ア 事業収支決算書

イ 貸渡実績

(4) 期限の更新

① 許可に付された期限を経過した後も引き続き貸渡しを行おうとする者については、期限の更新の手続きを取らせること。

② 更新を行おうとする際は、貸渡人が自動車運送事業経営類似行為を行うおそれがないこと等を確認のうえ行うこと。

③ 期限の更新は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡期限更新願を提出させて行うこと。

ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所

イ 貸渡人の事務所の名称及び所在地

ウ 事務所別マイクロバス車両数

5. 通達の運用に当たっての留意事項

(1) 許可基準及び申請手続の適用に当たり、事業の相続に伴う申請、法人の合併に伴う申請等特殊な申請については、その内容に応じ、それぞれの特性を踏まえて取り扱うこと。

(2) 許可を受けた貸渡人に対し、定期的に監査を行うことともに必要に応じ報告を求めること。

この場合において自動車運送事業経営類似行為の防止及び貸渡自動車の安全の確保について特に留意すること。

また、許可に付した条件に違反する事実が確認された場合には、許可の取消しを含め、厳正に措置すること。

(3) 利用者の利便の確保について

利用者の利便の向上を図るため、貸渡料金及び貸渡約款の適正運用並びに苦情に対する対応等について指導すること。

(4) 貸渡実績表等の報告について

各地方運輸局及び沖縄総合事務局にあつては、次に定める事項を別添の様式(様式2～様式4)により毎年6月30日までに国土交通大臣あて報告すること。

① 許可申請処理状況(様式2)

② 監査結果及び処分状況(様式3)

③ 貸渡実績(様式4)

(5) 事業者団体による違法行為の防止対策について

自動車運送事業経営類似行為等違法行為の防止については、事業者に対する監査の際のチェック等も重要な方法であるが、事業者自身による違法行為に対する意識改革が必要である。

このため、事業者団体自ら違法行為を監視する組織の設置並びに啓発活動及び広報活動等を行う体制の整備について指導すること。

(6) 乗り捨て車両の有効活用について

同一企業内又は提携事業者の事務所に乗り捨てられた車両の貸渡しについては、乗り捨て車両の有効活用に資するものであり、それ自体問題を生じるものではないが、こうした場合であっても、貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握及び管理については、本来の配置事務所におい

(2) 許可を受けた貸渡人に対し、定期的に監査を行うことともに必要に応じ報告を求めること。

この場合において自動車運送事業経営類似行為の防止及び貸渡自動車の安全の確保について特に留意すること。

また、許可に付した条件に違反する事実が確認された場合には、許可の取消しを含め、厳正に措置すること。

(3) 利用者の利便の確保について

利用者の利便の向上を図るため、貸渡料金及び貸渡約款の適正運用並びに苦情に対する対応等について指導すること。

(4) 貸渡実績表等の報告について

各地方運輸局及び沖縄総合事務局にあつては、次に定める事項を別添の様式(様式2～様式5)により毎年6月30日までに運輸大臣あて報告すること。

① 許可申請処理状況(様式2)

② 監査結果及び処分状況(様式3)

③ 車種別規模別事業者数車両数(様式4)

④ 貸渡実績(様式5)

(5) 事業協同組合の組織化の推進について

レンタカー事業の健全化を図るため、共同購入及び共同配車等の事業を行う事業協同組合の組織化を積極的に推進すること。

(6) 事業者団体による違法行為の防止対策について

自動車運送事業経営類似行為等違法行為の防止については、事業者に対する監査及び許可の更新の際のチェック等も重要な方法であるが、事業者自身による違法行為に対する意識改革が必要である。

このため、事業者団体自ら違法行為を監視する組織の設置並びに啓発活動及び広報活動等を行う体制の整備について指導すること。

(7) 乗り捨て車両の有効活用について

同一企業内又は提携事業者の事務所に乗り捨てられた車両の貸渡しについては、乗り捨て車両の有効活用に資するものであり、それ自体問題を生じるものではないが、こうした場合であっても、貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握及び管理については、本来の配置事務所におい

て的確に実施されなければならないものであるので、その旨誤解なきよう指導すること。

なお、提携事業者による車両の貸渡しについては、車両の所有事業者の代理貸渡しという形態で行われるように指導すること。

〔別記1〕

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号（運転免許証の写しの添付により代えることができる。）
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的
- キ 走行キロ数
- ク 貸渡料金
- ケ 事故に関する事項

〔別記2〕

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
  - イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号（運転免許証の写しの添付により代えることができる。）
  - ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
  - エ 貸渡日時及び時間
  - オ 貸渡事務所、返還事務所
  - カ 貸渡人の氏名又は名称及び住所
  - キ 次の遵守事項
- (7) 「運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは陸運支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」旨の記載
- (4) 「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載

て的確に実施されなければならないものであるので、その旨誤解なきよう指導すること。

なお、提携事業者による車両の貸渡しについては、車両の所有事業者の代理貸渡しという形態で行われるように指導すること。

〔別記1〕

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号（運転免許証の写しの添付により代えることができる。）
- ウ 運転手と借受人との関係（自家用マイクロバスに限る。）
- エ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- オ 貸渡日時及び時間
- カ 貸渡事務所、返還事務所
- キ 運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的
- ク 走行キロ数
- ケ 貸渡料金
- コ 事故に関する事項

〔別記2〕

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
  - イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号（運転免許証の写しの添付により代えることができる。）
  - ウ 運転者と借受人との関係（自家用マイクロバスに限る。）
  - エ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
  - オ 貸渡日時及び時間
  - カ 貸渡事務所、返還事務所
  - キ 貸渡人の氏名又は名称及び住所
  - ク 次の遵守事項
- (7) 「運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは陸運支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」旨の記載
- (4) 「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載

(ウ) 貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載

(エ) 「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載

報告様式（1）～（4）略

(ウ) 貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載

(エ) 「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載

報告様式（1）～（5）略

タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて（平成10年12月17日自旅第198号）の改正（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて</p> <p>タクシー事業の分割譲渡については、下記により取扱うこととしたので事務処理に遺漏なきを期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 譲受人の資格要件 譲受人は、次のいずれかに該当すること。 ① 既存のタクシー事業者（1人1車制の個人タクシー事業者を除く。以下「既存事業者」という。） ② 譲渡人たる既存事業者の50%を超える出資による子会社（①を除く。以下「子会社」という。）</p> <p>2. 譲渡譲受の範囲 各地方運輸局長等が営業区域毎に定める最低車両数以上の事業用自動車及び関連する事業用施設とする。</p> <p>3. 申請手続き <u>譲渡人及び譲受人が連署した譲渡譲受認可申請書を提出させることとし、当該申請書には、道路運送法施行規則第15条の3の規定に基づき、新旧の事業計画を記載した書面を添付させることとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて</p> <p>タクシー事業の分割譲渡については、<u>「タクシー事業に係る事業の分割譲渡及び事業区域ごとの運賃改定申請の取扱いについて」（平成9年7月17日付け自旅第119号）により、特定要件を満たす一部の譲受人に限りこれを認めてきたところであるが、平成13年度に予定されている需給調整規制の廃止等を勘案し現行制度の下においてタクシー事業の活性化を図る観点から、今般、譲受人の範囲を拡大し、下記により取扱うこととしたので事務処理に遺漏なきを期されたい。</u> <u>なお、これに伴い、平成9年7月17日付け自旅第119号「タクシー事業に係る事業の分割譲渡及び事業区域ごとの運賃改定申請の取扱いについて」の記1（分割譲渡の取扱い）に関しては廃止する。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 譲受人の資格要件 譲受人は、次のいずれかに該当すること。 ① 既存のタクシー事業者（1人1車制の個人タクシー事業者を除く。以下「既存事業者」という。） ② 譲渡人たる既存事業者の50%を超える出資による子会社（以下「子会社」という。）</p> <p>2. 譲渡譲受の範囲 各地方運輸局長等が事業区域毎に定める最低車両数以上の事業用自動車及び関連する事業用施設とする。</p> <p>3. 申請手続き <u>(1) 譲受人が当該事業区域内の既存事業者の場合 譲渡人及び譲受人について、譲渡譲受認可申請及び事業計画変更認可申請を行わせる。但し、道路運送法施行規則第15条第3項の規定により、譲渡譲受認可申請書に新旧の事業計画を記載した書面を添付する場合にあっては事業計画変更認可申請は省略することができるものとする。</u></p>



#### 4. 審査事項

申請事案の審査にあたっては、各地方運輸局長等が定めたタクシー事業（1人車制個人タクシー事業を除く。）の譲渡譲受に関する審査基準によるほか、譲渡譲受認可後の譲渡人の事業用自動車の数が、各地方運輸局長が事業区域毎に定める最低車両数を確保していることを確認する。

また、当事者の経営内容及び労使関係その他の経営の実状についても十分把握のうえ審査するものとする。

#### 5. 譲渡譲受認可後に適用する運賃・料金及び運送約款の取扱い

##### (1) 譲受人が当該営業区域外の既存事業者及び子会社の場合

譲受人が、譲渡人と同じ運賃・料金又は運送約款を適用する場合は、運賃・料金又は運送約款の手続きは不要である。

##### (2) 譲受人が当該営業区域内の既存事業者の場合

譲渡譲受認可後の運賃・料金及び運送約款については、譲渡人及び譲受人が既に設定している運賃・料金又は運送約款が同一であるか否かを問わず、譲受人の設定している運賃・料金及び運送約款を適用するものとして、新たな設定手続きは不要である。

##### (2) 譲受人が当該事業区域以外の既存事業者又は子会社の場合 譲受人及び譲渡人について、次の手続きを行わせるものとする。

① 譲渡人及び譲受人について、譲渡譲受認可申請を行わせる。

② 譲渡人について、事業計画変更申請を行わせる。但し、道路運送法施行規則第15条第3項の規定により、譲渡譲受認可申請書に新旧の事業計画を記載した書面を添付する場合には、事業計画変更申請は省略することができるものとする。

③ 譲受人については、①と同時に新規免許申請を行わせる。

#### 4. 審査事項

申請事案の審査にあたっては、各地方運輸局長等が定めたタクシー事業（1人車制個人タクシー事業を除く。）の譲渡譲受に関する審査基準によるほか、譲渡譲受認可後の譲渡人の事業用自動車の数が、各地方運輸局長が事業区域毎に定める最低車両数を確保していることを確認する。

また、当事者の経営内容及び労使関係その他の経営の実状についても十分把握のうえ審査するものとする。

#### 5. 譲渡譲受認可後に適用する運賃・料金及び運送約款の取扱い

##### (2) 譲受人が当該事業区域外の既存事業者及び子会社の場合

譲受人について、新たに運賃・料金及び運送約款の設定手続きを行わせる。

##### (1) 譲受人が当該事業区域内の既存事業者の場合

譲渡譲受認可後の運賃・料金及び運送約款については、譲渡人及び譲受人が既に設定している運賃・料金又は運送約款が同一であるか否かを問わず、譲受人の設定している運賃・料金及び運送約款を適用するものとして、新たな設定手続きは不要とする。

国自旅第165号の2  
平成14年1月31日各地方運輸局長 }  
沖縄総合事務局長 } あて

## 自動車交通局長

特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針に  
ついて

## 記

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

## 1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第43条第1項）

## (1) 運送需要者

- ① 需要者が原則として単数の者に特定されていること。ただし、実質的に単数と認められる場合はこの限りではない。
- ② 需要者が運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させない等自らの運送需要を満たすための契約であると認められること。

## (2) 取扱客

- ① 一定の範囲に限定されていること。
- ② 需要者の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等需要者の負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。

## (3) 路線又は営業区域

- ① 需要者の需要と整合性のある路線又は営業区域が設定されていること。
- ② 路線については、事業用自動車の運行上支障のないものであること。

## (4) 公衆の利便

申請に係る事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。

## (5) 営業所

- 配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。
- ① 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
  - ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。
  - ③ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

## (6) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

## (7) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじ

めとする管理が十分可能であること。

- ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

#### (8) 休憩仮眠施設

- ① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

#### (9) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

#### (10) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ③ 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

#### (11) 法令遵守

申請者又は申請者が法人である場合においてはその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）等の違反により申請日前2年間及び申請日以降に輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者

(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の役員として在任した者を含む。)ではないこと等法令遵守の点で問題のないこと。

(12) 損害賠償能力

対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。  
ただし、公営の事業者は、この限りではない。

2. 事業計画の変更の認可(法第43条第5項(法第15条準用))

(1) 1.(1)～(10)、(12)の定めるところに準じて審査すること。

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前2年間及び申請日以降に輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の役員として在任していた者を含む。)でないこと。

② 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

③ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

④ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反(無免許、飲酒、過労に起因する事故、ひき逃げ等)がないこと。

⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3. 標準処理期間

1. については3ヶ月、2. については2ヶ月とする。

附 則

1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。

2. 1.(11)、2.(2)①及び2.(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

各地方運輸局長 }  
沖縄総合事務局長 } あて

## 自動車交通局長

道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針

### 記

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 自家用自動車の共同使用の許可（道路運送法（以下「法」という。）第79条第1項）
  - （1）共同使用者が具体的に特定していること。
  - （2）共同使用者間に自動車の使用及び管理に関する合意が存在すること。
  - （3）共同使用者間の合意から判断して、共同使用者のそれぞれが自動車の使用及び管理に関する実質的な権限と責任を有すると認められること。
2. 自家用自動車の有償運送の許可（法第80条第1項）
  - （1）一般乗合旅客自動車運送事業の廃止に伴い市町村が道路運送法第15条の2第2項に規定する地域協議会の協議結果に基づいて代替バスを運行しようとする場合等公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であると認められること。
  - （2）輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。
3. 自家用自動車の貸渡しの許可（法第80条第2項）
  - （1）借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しについては、平成8年2月9日付け自旅第12号に定める審査基準による。
  - （2）貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しについては、平成7年6月13日付け自旅第138号に定める審査基準による。
4. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可（法第83条）
  - （1）公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であると認められること。
  - （2）輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。
5. 標準処理期間  
いずれも1ヶ月とする。ただし別に定めがある場合はこの限りではない。